

## 国産小麦供給円滑化事業実施要領

制定 令和4年4月28日付け4農産第629号  
農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知

### 第1 趣旨

本事業の内容は、国産小麦供給円滑化事業補助金交付等要綱（令和4年4月28日付け4農産第627号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

### 第2 事業内容

本事業は次の1及び2の事業から構成されるものとし、各事業の詳細はそれぞれ別紙1及び別紙2に定めるとおりとする。

- 1 国産小麦供給円滑化対策
- 2 国産小麦安定供給強化対策

附 則（令和4年4月28日付け4農産第629号）  
この要領は、令和4年4月28日から施行する。

## 別紙1 国産小麦供給円滑化対策

### 第1 事業の実施方針

本事業は、実需者等（製粉企業、精麦企業等及び実需者の組織する団体をいう。以下別紙1において同じ。）における小麦等（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）の一時保管による安定供給体制の構築を促進するため、実需者等が産地から小麦等を引き取る際の運搬費、保管経費等を支援することを目的として実施するものとする。

### 第2 事業の対象

第4の事業の対象は、民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知。以下「民間流通麦要領」という。）第2の2に規定する民間流通麦（以下単に「民間流通麦」という。）のうち、同要領第4、第5及び第6の規定により取引される小麦等であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「対象麦」という。）とする。

- (1) 実需者等が令和4年4月1日以降に購入（所有権移転）した令和3年産の麦のうち民間流通麦要領第4の2の（5）のイにより都道府県ごとに設定した一定の幅を超えた小麦等であること。
- (2) 実需者等が民間流通麦要領第4の6の（11）のイに規定する需要者又は固有用途需要者である場合には、令和3年産の民間流通麦の契約数量の範囲内であって、令和4年4月1日以降に購入（所有権移転）した小麦等であること。

### 第3 補助事業者

交付等要綱別表1のメニュー欄の1の補助事業者欄に掲げる者については、実需者等であって、次に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
- (2) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る能力を有していること。

### 第4 事業の内容

補助事業者は、小麦等の供給円滑化を図るため、対象麦の数量を上限として、保有する対象麦の在庫について、その一時保管等に要する経費を補助されるとともに（ただし、実需者等が保有する倉庫で保管した場合の保管料は除く。）、次に掲げる事業を行うものとする。なお、補助事業者が全国団体の場合は、（3）に係る経費について複数の都道府県をまとめて申請することができる。

- (1) 保有する対象麦が保管されていることの確認
- (2) 当該対象麦の入出庫の確認
- (3) 当該対象麦に係る一時保管等に要した経費の算定・申請

### 第5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

### 第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和5年3月31日までとする。ただし、補助事業者において費用負担が大きく緊急性が高いことから、令和4年4月1日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。なお、支援対象期間は、令和5年3月31日までとする。

### 第7 事業実施等の手続

#### 1 事業実施計画の作成及び承認手続

補助事業者は、交付等要綱第5の1の規定に基づき、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）の承認を受けるものとする。

#### 2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第5の2の農産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 事業の追加、中止又は廃止
- (3) 総事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 総事業費又は国庫補助金の30%を超える減

#### 第8 事業の実施

第4の事業については、第7の1で承認を受けた事業実施計画に基づき、事業を実施する。

#### 第9 事業実施状況の報告

補助事業者は、事業終了後、別記様式第2号による実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月30日までに農産局長に報告するものとする。

別表（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
事業費	保管料	本事業を実施するために必要な対象麦の倉庫での一時保管に係る経費	事業の対象となる小麦等は実需者等が保管料を負担しているものであること。
	運搬費	本事業を実施するために必要な産地倉庫から実需者等の倉庫等への運搬に係る経費	
	荷役料	本事業を実施するために必要な産地倉庫からの運搬に係る荷役経費	

予算を超える申請があった場合は、申請数量に応じて案分を行うものとする。

## 別紙2 国産小麦安定供給強化対策

### 第1 事業の実施方針

本事業は、国産の小麦等を新たに一定数量保管し、需要に応じた供給を行うことによって安定供給体制の強化に取り組む者に対して、必要な保管施設及びその附帯設備並びに保管施設の整備と一体的に整備される処理加工施設（以下「保管施設等」という。）の整備を支援することを目的として実施するものとする。

### 第2 補助事業者

本事業の補助事業者は、次に定める基準を満たすこととする。

- 1 交付等要綱別表1のメニュー欄の2の補助事業者欄の1に掲げる者については、以下の(1)から(6)までに定める基準を満たすこと。
  - (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、農業者、実需者等の複数の関係者により構成されているコンソーシアムであること。このうち、農業関係機関及び実需者の参加を必須とする。
  - (2) 保管施設等の整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者であること。
  - (3) 保管施設等の利用料金を設定する場合は、原則として、保管施設等の管理運営に必要な経費の範囲内で設定すること。
  - (4) 代表者の選定、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
  - (5) コンソーシアム規約において、(4)に掲げる各手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
  - (6) 各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- 2 交付等要綱別表1のメニュー欄の2の補助事業者欄の2に掲げる者については、以下の(1)から(4)までに定める基準を満たすこと。
  - (1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
  - (2) 事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
  - (3) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
  - (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会以外の場合は、前年度に複数の実需者に国産の小麦等を販売していること。

### 第3 事業対象

国産の小麦等の保管施設等とする。

### 第4 事業実施計画の基準

別記様式第3号による事業実施計画には、補助事業者の名称、概要、対象作物・事業実施年度・目標年度、事業の目的・効果、整備する保管施設等が収集範囲とする地区（受益地区）、保管施設等の整備、事業費、計画の採択基準等を記載し、不作等による国内供給量減少時に国産小麦等を安定供給する方針等を明示した安定供給計画を添付することとする。

なお、安定供給計画の計画期間は、事業実施年度を含む5年間で設定する。

### 第5 事業の内容等

## 1 成果目標

成果目標は、採択時において、別添1の採択基準の表の区分の欄の①及び②の採択基準で定めたとおりとする。

## 2 採択基準

補助事業者の選定に当たっては、地方農政局等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあつては北海道農政事務所、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局をいう。補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあつては所在地を管轄する地方農政局をいう。）において申請者から提出された申請書類の適正性を審査し、別添1の採択基準に基づき採点を行い、最も獲得ポイントの高いものから順に採択するものとする。

なお、同ポイントの申請が複数あつた場合は、事業費の低い申請者を優先的に採択するものとする。

## 3 保管施設等の補助対象基準

(1) 本事業で整備する保管施設等については、別添2に定める保管施設等の補助対象基準を満たすものとする。

(2) 補助事業者が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。

(3) 補助対象とする事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大積算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

(4) 地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあつては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあつては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、第10による事業の評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した保管施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効果的に運用されていないと判断される場合にあつては、当該補助事業者に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

(5) 事業で整備する保管施設等は、新品、新築又は新設のほか、既存の施設等の改修も対象にする。ただし、既存の施設等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(6) 保管施設等の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

(7) 保管施設等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とするものとする。

(8) 保管施設等の新設に当たっては、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(9) 地方農政局長等は、補助事業者がその整備する保管施設等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(10) 本事業により保管施設等を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な

施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該保管施設等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、補助事業者は、別記様式第5号に定める事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

(11) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 本事業により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

(12) 本事業の補助対象経費や事務手続については、本要領及び交付等要綱によるほか、麦・大豆保管施設整備事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い（令和3年12月20日付け3農産第2236号農林水産省農産局長通知）を準用するものとする。

(13) 保管施設の整備と一体的に行う処理加工施設の整備については、次のとおりとする。

ア 処理加工施設の規模及び能力の設定に当たっては、あらかじめ、実需者からの需要量や産地からの原料供給見込み数量を把握し、これらに見合った適切な施設規模とする。

イ 処理加工施設とは、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、みそ製造機、搾汁機、焙煎機、浸漬機、加圧機、冷凍機、乾燥機、薫蒸処理機、攪拌機、洗浄機等をいう。

#### 4 留意事項

##### (1) 周辺環境への配慮

保管施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

##### (2) 周辺景観との調和

保管施設等を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該保管施設等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

##### (3) PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用を努めるものとする。

##### (4) 管理運営

###### ア 管理運営

補助事業者は、本事業により補助金を受けて整備した保管施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

###### イ 管理委託

保管施設等の管理は、原則として、補助事業者が行うものとする。

ただし、補助事業者が保管施設等の管理運営を直接行い難い場合には、整備目的が確保される場合に限り、実施地域に係る団体であって地方農政局長等が適当と認める者に

管理運営をさせることができるものとする。

#### ウ 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、補助事業者の代表者（補助事業者がコンソーシアムの場合は保管施設等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、保管施設等の管理運営、処分等において適切な措置を講じるよう、指導監督するものとする。

#### エ 事業名等の表示

本事業により整備した保管施設等には、本事業名等を表示するものとする。

#### (5) GAPへの対応

本事業において保管施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあっては、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

### 第6 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

### 第7 実施基準

- 1 交付等要綱別表1のメニュー欄の2の補助事業者欄の2に定める者が補助事業者となる場合において、受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- 2 補助事業者は、本事業の実施後においても第5の1の成果目標の達成に向けた取組を継続することとする。
- 3 補助事業者は、国が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

### 第8 事業実施の手続

- 1 補助事業者は、別記様式第3号別添により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、農産局長が別に定める公募要領により選出された補助金交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。
- 2 補助事業者は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の交付等要綱及び本要領に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、1に準じた手続を行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 補助事業者の変更
- (3) 成果目標の変更

#### 3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。

ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあっては、補助事業者は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第4号により地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、補助事業者は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。



る。この場合、補助事業者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

## 第9 事業実施状況の報告

- 1 補助事業者は、事業実施年度から成果目標(別添1の採択基準の表の区分の欄の①及び②の採択基準で定めた目標)の目標年度の前年度までの間、毎年度の事業実施状況及び安定供給計画(安定供給計画は、事業実施年度を含む5年間の前年度までの間)の達成状況について、翌年度の6月末までに、別記様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。  
なお、不作等による国内供給量の減少に対応して保管している小麦等を放出した場合は、その判断理由及び販売先、数量等を記載することとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施状況及び安定供給計画の達成状況について点検し、成果目標の達成や事業の適正な実施等に必要と認める場合は、補助事業者に対し適切な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、補助事業者に対し、1に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

## 第10 事業の評価

- 1 補助事業者は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。  
なお、安定供給計画については、事業実施年度を含む5年間経過後、翌年度の6月末までに自ら評価を行い、別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者からの報告を受けた場合には、遅滞なく内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、補助事業者に対して別記様式第7号に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。  
ただし、以下に該当する場合にあって、補助事業者から成果目標の変更又は改善計画が提出され、地方農政局長等が妥当と判断した場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。  
なお、成果目標の変更手続は、交付等要綱第13に定める変更に係る手続に準じて行うものとする。  
(1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合  
(2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 4 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。
- 5 国は、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、指導するものとする。

## 第11 推進指導

国は、本事業の適正かつ効果的な推進のため、本事業の実施についての推進指導を行い、本事業の円滑な実施を図るものとする。

## 第12 不正行為等に対する措置

国は、補助事業者が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある

る場合においては、補助事業者に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

### 第13 その他

農業者の経営安定及び農作業安全の観点から、受益農業従事者に対して収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すとともに、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

## 別添1 採択基準

区分①から④での合計ポイントが15ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。また、本事業の交付等要綱、本要領に掲げる基準を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定を取り消されたことがある応募団体（共同機関を含む。）
- ・本事業により整備する保管施設における安定供給を目的とした目標年度の保管数量が補助事業者のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量に占める割合が2%に満たない場合

区 分	評価項目	採択基準	ポイント
①国産の小麦等の需要に応じた生産拡大	・本事業により整備する保管施設に出荷する農業者の国産の小麦等の基準となる収穫量から目標年度の収穫量の増加割合	10%以上	10
		8%以上	8
		6%以上	6
		4%以上	4
		2%以上	2
		2%未満	1
②安定供給体制の確立	・本事業により整備する保管施設における安定供給を目的とした目標年度の保管数量が補助事業者のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量に占める割合	10%以上	10
		8%以上	8
		6%以上	6
		4%以上	4
		2%以上	2
		2%未満	不採択
③保管効率	・本事業により整備する保管施設の目標年度の保管量当たりの事業費の額 (事業費(円)／保管量(t))	10万円未満	5
		10万円以上15万円未満	4
		15万円以上20万円未満	3
		20万円以上25万円未満	2
		25万円以上	1
④公益性	・安定供給計画における、不作等による国内供給量減少時の実需者の数	50社以上	5
		30社以上	4
		20社以上	3
		10社以上	2
		10社未満	1

(採択基準の算定に当たっての注意事項)

基準となる取扱数量又は収穫量は、原則、直近7年間のうち最大、最小値を除いた5年平均とする。

## 別添2 保管施設等の補助対象基準

### 補 助 対 象 基 準

#### (保管施設等の整備)

- ・ 保管数量が補助事業者の取扱数量に占める割合を規定していること。
- ・ 保管施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。
- ・ 改修を行う場合は、改修前と比較して、保管可能量が増加すること。
- ・ 複数の実需者が受益者であること。

#### (保管施設等の運営)

- ・ 保管施設等への国産の小麦等の受入方針を定めていること。
- ・ 保管施設等に受け入れた国産の小麦等の保管・販売・更新の方針を定めていること。
- ・ 不作等に備え、必要な保管数量を定め、その数量を確保する方針を定めていること。
- ・ 不作等による国産供給量減少時、安定供給に資するための方針を定めていること。

#### (その他)

- ・ 国産の小麦等の保管と処理加工に不要な施設等は補助対象外とする。